平成２１年（フ）第９４号
長野県小諸市大字和田89番地６
債務者　安室　治男
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２６号
島根県浜田市松原町149番地
債務者　佐々木勝己
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２７号
島根県浜田市松原町149番地
債務者　佐々木笑子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２８号
島根県浜田市松原町149番地
債務者　佐々木雅和
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第３１号
島根県邑智郡邑南町矢上6001番地５　矢上団地1412号
債務者　山﨑　衣子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第３５号
島根県江津市桜江町小田351番地１
債務者　別所みどり
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第３１９号
青森市桜川３丁目９番11号
債務者　渡辺のり子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
静岡県島田市元島田9602番地の６
債務者　長谷川初女
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１０号
青森市松森３－９－９　コーポハニーパイン103号、住民票上の住所青森県下北郡大間町大字大間字大間75番地
債務者　廣谷　靖子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
青森市大字浪館字平岡24番地
債務者　下村　公子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
東京都八王子市弐分方町143番地２佐藤方
債務者　篠崎　貞實
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５０号
広島県福山市手城町２丁目14番７号　植松アパート102
債務者　妹尾　忠志
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月７日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１７９号
広島県福山市山手町７丁目13番45号
債務者　池田　捷次
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月７日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１８９号
広島県福山市明王台１丁目12番19号、旧住所大阪市西区北堀江４丁目13番21―505号
債務者　小川　和也
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２０１号
広島県福山市引野町２丁目22番３号
債務者　小林　俊樹
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月７日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係